

人事訴訟事件等についての国際裁判管轄法制研究会 第6回 議事要旨

1. 日 時 平成25年6月14日（金） 自 18時00分
至 21時00分
2. 場 所 公益社団法人商事法務研究会会議室
3. 議事概要

(1) 併合請求（併合申立て）・反訴について

- 家事事件の場合，家事事件手続法第49条第3項にある同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは自庁処理が認められているように思われる。何も規律を設けないことになると，国際裁判管轄がないことになると思うが，それでいいのか。
- 国際裁判管轄について自庁处理的なものを設けることができないのであれば，併合管轄を認めるというのは十分考えられる。
- 離婚と子の親権や監護については，諸外国では別々の法律関係ということで管轄原因がそれぞれ規定されているが，日本の場合，離婚と子の親権や監護については常に密接に関連するというようになってしまっているのではないか。
- 自庁处理的なものを設けることができるのであればそのほうがよいのではないか。
- 訴訟と非訟の区別の準拠法の問題もある。
- 同一の事実上及び法律上の原因に基づくときという要件に加えて，同一国で行う必要があると認める場合に自庁処理を認めるようなことも考えられる。
- 実際に，管轄が異なる場合は想定できるのか。想定できないのであれば，家事事件について規律を置かなくてもいいというのは理解できる。
- 反訴について，名古屋高裁は，夫の常居所が明らかでないとして国際裁判管轄を認めているが，疑問である。
- 外国人からすると，離婚届を勝手に出されたので，それを回復するために日本で離婚無効確認訴訟（本訴）をやっているだけであり，日本の国際裁判管轄に服したからといって，離婚（反訴）についても日本の国際裁判管轄が認められるというのは，昭和39年の最高裁判決の立場からすると疑問である。
- 離婚無効確認訴訟（本訴）と離婚訴訟（反訴）とでは争点が違うということで切れるかもしれない。

- 離婚無効確認訴訟（本訴）と離婚訴訟（反訴）とでは争点が違うとは判断されない可能性が高いと思う。

(2) 緊急管轄について

- 米国では、子の監護に関する裁判管轄について、DVの被害を受けている又は受けるおそれがある場合に仮の管轄を認める規定がある。
- 日本の国際裁判管轄の議論において、「緊急管轄」の用語は、管轄の消極的抵触という、どこの国にも管轄が認められない事例を救う意味で使われてきた。
- 子の監護権に関する管轄については、ハーグの96年子の保護条約等において、子の保護の観点から、子の常居所地国以外の国に、子の常居所地国が管轄を保持するまでの暫定的な管轄が認められることがあり、そのような暫定的な管轄が認められる一例として、DVが挙げられる。この場合、子と一緒にいる親に暫定的な監護権を認めることになるどころ、このようなニーズは、諸外国では結構あり、日本でも今後出てくるかもしれない。
- 平成8年の最高裁判決については、管轄の欠如を救済するための管轄という厳格な見方もあるが、実務上は、本来被告の住所地で離婚裁判をすべき当事者がDVで逃げ帰ってきたような場合に、その地では身の危険があるなどの理由から事実上権利行使がしにくい場合にまで広げる見方もある。
- ハーグ条約の対象事案であっても、決定が出るまでに6週間を超える難しい案件があり、その間、子を連れ帰った親に暫定的・一時的な保護として監護権を認める場合もある。これは、緊急管轄の考え方に基づいている。
- 子の監護の特例として、このような暫定的・一時的な保護を審判前の保全処分のようなものとして位置づけるのであれば、準拠法次第ではあるが、その保全処分について独自に管轄規定を設けることはあり得る。
- 通則法5条で、成年後見について本人の住所のみならず居所も管轄原因にしているのは、一時的にしか日本にいないが成年後見制度による保護を必要とする人に対応するためである。そのような考え方は、子の監護についてもあり得る。
- 子の保護に必要不可欠な場合には子の所在地に管轄を認めるなどの規定も考え得るが、暫定的な管轄を有する国と本来の管轄国の裁判所同士が管轄の調整をして子の保護を図ることとする仕組みのない日本では、それは無理ではないか。
- 日本の審判前の保全処分は本案の審判を念頭に置いており、保全だけが独立して

いるわけではない。保全に限った管轄を設けるのが難しいとすると、本案までの管轄を設けることが考えられるが、それも難しいのではないか。

- それも難しいとすると、変更があり得ることを前提とした本案を想定し、その管轄規定を考えることが理論上あり得る。ただし、暫定的な実体法を想定していないので、通常は無理であろう。
- 原告が生活をリスタートするための本拠地で離婚判決を得る利益を認めるとすれば、平成8年最高裁判決の事案も離婚事件の管轄規定でカバーし、あとは特段の事情の有無を考慮することになる。他方、昭和39年最高裁判決のように被告住所地の例外となる要件を厳格に解す場合には、全般的な緊急管轄の規定を置いてカバーする必要があるのではないか。
- 実務上、原告も被告も日本人であるが外国に居て親子関係や認知の無効を争う場合など、日本の裁判所に管轄権がないものの我が国と密接な関連性を有する事例は結構存在する。このような事例では、昭和39年最高裁判決の定式では救済されない。
- このような場合は、緊急管轄ではなく離婚事件自体の管轄規定で救済されるべきではないか。
- 原則的な管轄の場合には個別事件ごとの広狭がある。離婚についてしっかりした管轄規定を設けておけば、それを他の事件類型でも類推することができるが、立法的には大変になるので、緊急管轄に委ねざるを得ない部分が残るという意見もあるのではないか。
- DVの場合は、平成8年最高裁判決の定式のうち「事実上の障害」がある事案として救済されるという流れがあるが、この「事実上の障害」が拡張されると、リーガルエイドがなく弁護士を探すのは費用が高いから大変である場合、子の連れ去り事件において逮捕されるおそれがある場合など、様々な事案が含まれ得るので、緊急管轄の規定を設けるのであれば、要件を絞らなければいけない。
- 例えば、子を連れ帰ってきた事案で、実際に当該外国に戻ってしまうと自分が身柄拘束を受けるため元の国で裁判をするのはほぼ不可能な場合に緊急管轄的な規定で救済することとすると、結果として、子を連れ帰ってきたことを理由に管轄原因を認めることとなってしまう、それが妥当かという問題がある。
- 緊急管轄の規定は財産関係事件にはないので、身分関係事件についてのみ設ける

のであれば、身分関係事件と財産関係事件とは違うという理屈が必要になる。

- DVで不法行為に基づく損害賠償を請求しようとしたら、不法行為地と被告住所地しか管轄原因がないので、財産関係事件であっても、緊急管轄を認めるべきか否かという問題が起こる。
- 身分関係事件で緊急管轄の規定を設けることができるのであれば、むしろ民訴法にも同じような規定を設けるべきという議論もあったのではないか。
- 研究会資料10の13頁にある「我が国において訴えを提起する以外に原告の権利を実現するための方法がなく」という記載は、読み方によっては非常に広い要件ではないか。
- 逆に、間接管轄を有する外国で訴えを提起しても却下される場合や、その外国の裁判を承認できない場合だけに限ると、要件として狭過ぎるのではないか。
- 離婚の管轄原因として、被告の住所地に加えて1年間の居住要件を置く米国の州もある。そのような州では、各地を転々とした後その州に住み始めて日が浅い被告を、その期間の要件を満たす前にその州で訴えようとしても、管轄が認められず、訴えが却下される。そのような事案も救済されるとすると、要件を絞って緊急管轄の規定を設けようとする趣旨に合わないのではないか。なお、米国のUCCJEAは、「他にどこにも管轄がないこと」という要件を設けているが、この要件は、先ほどの例のように一定期間待てば管轄が認められる場合は含まれない。
- 「外国で承認されない」という要件を入れれば、平成8年最高裁判決のような事案もカバーされるのではないか。
- 抽象的ながら、日本の裁判所による救済の必要性のようなものを別途要件とするのが良いのではないか。
- 緊急管轄の要件について厳格に解するとすれば、日本以外での救済が不可能と見込まれるので日本でその救済を求めざるを得ない場合、という趣旨でルールを検討したほうが良い。
- 「合理的期間内に」日本以外での救済が不可能であるという要件はあり得るのか。
- 外国の裁判所で訴え提起から10年も20年も判決が出ないような、相当程度救済が遅れることが予測される場合は、日本でなければ救済を受けられない場合に入るのではないか。

- 身分関係を確定させる原告の利益をある程度重視して、原告寄りの管轄を認めてよいという議論もあった。そうすると、身分関係事件と財産関係事件は違うという議論はあり得るのではないか。個別の事件類型でこのような考え方を採り、それでもなお救済しきれない事案を救済するために、緊急管轄の規定を設けることがあり得るのではないか。

(3) 特別の事情による訴え（申立て）の却下について

- 本来の管轄規定に基づいて一応の管轄が認められると、特別の事情の規定が適用されることは少ないという印象があるので、本来の管轄の射程を広げた上で管轄の絞込みを特別の事情による訴えの却下に頼るのは危険ではないか。
- 特別の事情による申立ての却下は、子を違法に連れ去って管轄を作出した場合において子の監護に係る申立てを却下するために使えるのではないか。
- 財産関係事件とは特に異なる規律を導入する必要はないという整理でよいか。
- 特別の事情を判断する際の考慮要素としてどのような要素を掲げるかを検討する必要はある。
- 応訴による被告の負担や証拠の所在地は、家事事件でもそのまま使えると思われるが、「事案の性質」という要素について、家事事件では婚姻挙行地が含まれるのか、あるいは事件類型を読み込めるのかを検討する必要はある。また、当事者間の衡平については、相手方のない事件類型では、空振りとなるのではないかと理解していた。
- 人訴法31条のように、子の住所又は居所を考慮するなど定めることはできないか。
- 離婚事件において、原告と子が外国にいて被告が日本にいる場合、被告の住所地主義を採ると日本で離婚訴訟をすることができ、附帯請求の管轄が本案の管轄に準ずるとすると、子が日本にいなくても日本の裁判所が子の親権について管轄を有することとなる。被告は日本に居るので、応訴による被告の負担はない。このような場合に、日本の裁判所が親子関係を決すること（特に、子が共同親権制度を採る国に住んでいるのに単独の親権者を決めることがあり得る。）には違和感があるが、特別の事情の考慮要素のどれかに該当するとして却下できる場合があるのか。具体例を考えてみて、この文言で拾えているのかという検討をしたほうがよいのではないか。

- 特別の事情における考慮要素としてではなく、個別の事件類型において別途考慮すべき要素を規定することは可能ではないか。

(4) 国際裁判管轄の調査方法・管轄決定の基準時について

- 基準時に管轄はあったが、子の所在が管轄原因とされている事案で途中で子がいなくなってしまうような場合、取り下げてもらえるとは限らないので、却下して終わらせることができるようにしておいた方がいかと思うが、どのような理屈が立つのか。国際家事事案ではよくある問題であり、外国でも議論されている。
- 特別の事情による却下が考えられるが、結局管轄の問題である以上、基準時に特別の事情があったかどうかを問題とするものだとすれば、これではやりにくいのではないか。
- 同様の問題として、もともと日本で子の監護に関する本案事件が係属している場合、ハーグ条約に基づいて子が外国に返還された後、本案をどのように処理するのか、管轄の問題なのか、一般条項を使うのかという点を整理する必要があるのではないか。
- そもそもハーグ条約事案の場合、連れ去られて帰ってきてても、日本に管轄はないのではないか。返還拒否されて初めて日本でもできると考えるべきではないか。
- ハーグ条約締約国以外の国との間でもそのように考えるのか。
- 連れ去り時には常居所は外国でも、日本に移るということはあり、日本の裁判所に管轄があるという場合はあり得るのではないか。
- 日本では管轄の基準として住所を使っており、常居所を使うことはできないのではないか。
- 一般的に言えば、子の保護を目的として子の住所地等を管轄原因にしているのに、途中で子がなくなった場合にそのまま審理を続けてよいのかという問題か。
- ハーグ条約が絡む場合に限らず問題になるのではないか。国内事案であれば裁量移送で対応できる。外国に移送することはできないので、特別の事情による却下を拡張せざるを得ない気がする。
- 管轄原因の継続が必要な場合にだけ、管轄の基準時の例外のような感じでやるというのも考えられるか。事件類型によるのであろうが、一定の事件については、判断時にも管轄要件を満たす必要があるというようにできないか。
- ちなみに、ドイツでは、一般に管轄決定の基準時として、訴訟の係属時か口頭弁

論の終結時のいずれかで満たされていればよいとされているが（FamFG第113条第1項第2文及びZPO第261条第3項第2号参照）、子の監護事件、養子縁組事件及び世話事件だけは、どちらかの要件が満たされていても、更に個別具体的な事案ごとに利益衡量して、ドイツの管轄を認めるのがよいのかどうかを判断することと解されている。その理由は、本人の保護を図ることにある。

- 考え方として、例えば調査官が子に現実に出て調査をすることができ、それが子の利益を判断する適正な裁判をする材料になるということが子の所在を管轄原因としている根拠だとしたら、子がいなくなってしまうのに続けることが子の利益になるのかどうかという問題がある。
- そうすると、子がいる土地でしかできないことになってしまう。
- 子がいなくなってしまうような事案で取り下げてもらえない場合、訴えの利益を理由に却下することも困難で、管轄以外に終わらせる方法はないと思われる。可能であれば、このような状況に対応した規定を盛り込むことについて検討してはどうか。

(5) 訴え（申立て）の競合について

- 実務的には、承認の見込みについての判断は非常に難しいし、中止にするとしてもいつまで中止になるのかわからないから、規律を設けないというC案がよい。
- B案は、外国の判決が確定した場合はどうなるのか。却下になるのか。
- 外国と日本とで訴訟が並行して進むことになっても構わない。
- 特別の事情を考慮するという規定があれば、外国で訴訟が係属して進行中というときに日本の管轄を否定する1つの考慮要素になる。
- 特別の事情を考慮するのであれば、A案がよいと思う。
- 承認の見込みの判断が難しいなら並行して進めるということでもいいのではないか。判断ができなければ並行して進めることになり、C案と同じ結論になるだけではないか。
- 実務上の感覚からすると、A案やB案のような規定があると、承認の見込みといふ論点が増え、それをめぐって外国法の規定が問題となり、経済的にも当事者に不利益になる。
- 実務上の感覚からすると、離婚事件で訴訟が並行している場合、大体、双方とも離婚を希望している。

- 例えば、子の監護者の指定について、別々の監護者が指定されるのは問題ではないか。
- 子の監護者については、子の常居所地を管轄原因とする国際標準に従うべきである。
- 実務上の感覚からすると、矛盾した身分関係が生じることは避けられない。
- 外国の確定判決の内容がおかしければ、公序に反するなどの理由で承認されない可能性もあるが、承認されるのであれば、日本では却下になる。
- 子の親権者や監護者の指定の場合、事後的に変更の余地があるから、変更の可否が検討されることになる。
- 外国の法制で、財産関係についても何の規定も置いていないが、身分関係についてだけ特別の規定を置いている国はあるのか。

(6) 不服申立て

- 国際裁判管轄が問題になる案件について、外国の裁判所は、管轄の有無を先に判断し、管轄があれば初めて本案の審理に入る。日本の場合は、中間判決をきちんとしてもらえれば別だが、管轄を争っているうちに何となく本案の審理に入り、結局、終局判決で管轄を否定されればその内容をまた争うことになり、不便を感じている。
- 日本の裁判所では、離婚の国際裁判管轄における「遺棄」のような要件があるので、ある程度本案の審理に入らないと管轄の有無を判断できない場合がある。身分関係事件において、諸外国のように、管轄の有無に関する中間判決に対する独立の上诉を認めるニーズはあるのではないか。
- 申立てによって中間判決を義務付ける規律を設けることはできても、それに対して争わせることは別問題である。
- ニーズは理解できるが、身分関係事件特有の必要性を強調しないと、財産関係事件と異なる規律は設けにくいのではないか。
- 財産関係事件では中間判決が出されている例が結構見られるので、裁判所として、中間判決をする運用はある程度されているのではないか。
- 身分関係事件では、中間判決はほとんどない。
- 管轄が認められる前提で本案の審理に入っているとすると、管轄の有無をはっきりさせないままに本案の審理が進むことには抵抗がある。

- 家事審判における不服申立ての形式は、裁判所法を変えない限り、許可抗告にならざるを得ない。

(7) 家事調停事件の国際裁判管轄について

- 合意があれば、訴訟の場合の国際裁判管轄がなくても日本に調停の国際裁判管轄を認めるのが一般的であり、実務もそうなっているのではないか。
- 調停の場合、国際裁判管轄についての合意が認められないと不都合が多いと思う。
- 日本でミラーオーダーがないと子が返還されないような案件では、合意管轄で日本の裁判所に調停申立てをし、ミラーオーダー的なものを成立させてから子供が返還されるという実務が少しずつ浸透しつつある。また、特に涉外離婚事件においては、最終的に裁判所での離婚の形にしたいと希望する当事者が多く、昭和39年の最高裁判決では管轄が認められなくても、日本の調停で解決することが望まれるケースも多い。
- 調停だけを利用するユーザーがいてもよく、そこだけ合意管轄を認めてもおかしくはないと思う。
- コンセントオーダーに代わるものとして審判を求める当事者もいるが、離婚の場合、準拠法上裁判離婚方式が採られていても調停離婚で通用するのが一般的であるし、裁判所も審判には抵抗があるようである。
- 準拠法上の離婚要件のチェックとはいっても、当事者双方が離婚したいときは、それに沿って持ってくるので、裁判所としては、一応見るものの、こうなっているようですと言って終わらせているのが実情であると思う。
- 子をめぐる事件の場合に合意管轄を認め、裁判所が子を見ないでいいのかということについては気になるころではあるが、協議離婚の場合は裁判所の関与が全くない。
- 国際私法的な発想からすると、先に準拠法を決め、準拠法上その調停ができるかどうかを考えないと、整合的ではないように思う。
- 国際裁判管轄があっても準拠法上許されないから調停の申立てを却下するという議論はあり得ると思う。
- 実務では、調停前置主義も法廷地法だとして、準拠法が外国法になる案件でも調停をしている。

- 離婚自体はともかく、子の利益が関係するような事件について合意管轄を認めるというのはいかがなものか。
- 客観的に確定すべき身分関係と当事者の合意によって処分できる身分関係を分け、前者のみ合意管轄を認めるという整理になるかもしれないが、何がそれに当たるかは準拠法次第である。
- 調停と審判は、手続上、連続するから、調停だけ合意管轄を認めるというのは不自然かもしれないが、訴訟事件の調停については切り離して考えてもよいのではないか。
- 調停をすとしても、合意に相当する審判しか出口のないものについては問題である。
- 離婚と離縁だけに限定をするという選択肢もあり得る。
- 管轄の前提として準拠法を見ないといけないというのは、理想的ではないが、仕方がない。
- 実務のニーズとしては、コンセントオーダーに代わるものとして利用したいのであり、審判移行は必要ない。
- 中身の合意ができていないが、日本で調停をしたいというケースもあるし、親子関係不存在について23条審判を受けたいというケースもあった。
- 遺留分減殺や実質的には民事事件というものがある中で、家事調停の外延をどう詰めるかという問題もある。
- 民事調停にも影響する議論である。